

## 与那原町チャレンジ事業者応援事業のお知らせ

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の中、事業継続に向けた新たな取り組みや新規創業などにチャレンジする事業者または個人の後押しをするため、事業計画を募集し、採択を受けた者に対して補助金を交付します。

### 申請書類等はこちら

【よなばる NAVI】 <https://yonabaru.okinawa/news/2021challenge/>

### 2. 対象者

与那原町内に事業所を有する中小企業者（※1）、又は与那原町内で事業展開を予定している中小企業基本法第2条に該当する中小企業者及び個人

ただし、以下に該当するものは対象外

- ・法人の場合、「みなし大企業」（※2）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る接客業務受託事業を営む者
- ・中小企業又は法人の役員が暴力団等の反社会勢力である場合、また反社会勢力との関係を有する場合
- ・税に滞納又は未申告がある者

（※1）中小企業基本法第2条に該当する中小企業者の定義と具体例

業種分類	定義	具体例
小売業	資本金の額又は出資総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人事業主	飲食店、喫茶店、小売店、コンビニ、居酒屋、スナック、バー、製造小売（パン屋・菓子店等）、ガソリンスタンド、通信販売、持ち帰り・配達飲食サービスなど
サービス業	資本金の額又は出資総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人事業主	清掃、クリーニング、理容室、公衆浴場、不動産業、旅館、ホテル、民宿、ゲストハウス、観光施設、結婚式場。映画館、スポーツクラブ、カラオケボックス、情報通信業、ソフトウェア業、医療・介護・保育サービス業 など
卸売業	資本金の額又は出資総額が1億円以下、又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人事業主	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業など
製造業 その他	資本金の額又は出資総額が3億円以下、又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人事業主	製造業、建設業、運輸業など上記以外のすべて

(※2)「みなし大企業」の定義(以下の①から③のいずれかに該当する事業者)

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業

### 3. 補助対象期間

令和3年4月1日から令和4年1月31日まで

※令和3年3月31日以前、もしくは令和4年2月1日以降に納品又は支払いを行った経費については、本補助金の交付を受けることができません。

※補助対象期間内であれば、すでに終了した事業についても遡って補助します。

### 4. 補助対象事業

新型コロナウイルス感染拡大の影響を乗り越えるための「事業継続に向けた新たな取り組み」や回復期を見据えた「販路拡大」「新商品開発」などの売り上げ向上を目指す新たな取り組みの他、与那原町内で新たに事業を行う際にかかる費用など広く対象とし、以下の(1)～(2)のいずれかの区分に該当する※総額50万円以上(税込み)の事業とします。

補助対象事業の区分	例
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、事業継続や販路拡大、新商品開発などの新たな取り組み	飲食店が宅配事業を行う、民宿がワーケーションスペースを新たに設置する、菓子店が新たな商品開発に取り組む、居酒屋が昼の時間に弁当販売を行う 等
(2) 新規創業にかかる取り組み	創業する為に必要不可欠な備品・機械等の購入 等

### 5. 補助金額及び補助限度額

- (1) 補助率：対象経費の4分の3以内
- (2) 補助金の上限額：1申請あたり上限50万円
- (3) 本事業以外で補助を受けている事業については、事業費から補助額を差し引いた自己負担額を補助対象経費として算出する。

【例 1】 総事業費 70 万円（うち、他事業補助額 0 万円）

補助額 = 50 万円 ( $70 \times 3/4 = 52.5$  万円 > 50 万円)

【例 2】 総事業費 70 万円（うち、他事業補助額 35 万円）

補助額 = 26.2 万円 ( $70 - 35 = 35$  万円  $\rightarrow 35 \times 3/4 = 26.2$  万円 < 50 万円)

※千円未満は切り捨て。

※申請は 1 事業者につき 1 件限りです。

※異なる事業者が同一の事業を共同で行う場合、連携して申請することも可能です。

※補助金の交付については、事業終了後実績報告により補助金額が確定した後に清算払いを行います。希望があれば実績報告までの期間で 1 度のみ、実際にかかった費用の 50%以内の範囲で中間払い（出来高払い）も可能です。その際は担当までご相談ください。

## 6. 対象経費

対象経費は以下の①～⑫いずれかに該当するもののうち、使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であり、請求書や領収証等により自社以外に対して物品や役務等の発注、納品及び支払いを対象期間内で行ったことが確認できるものに限り、ます。※本補助金で取得した財産等の処分・譲渡等には与那原町の承認が必要です。必ず観光商工課までご相談をお願いします。

①機械装置等	事業の遂行に必要な機械設置等の購入、改修に要する経費
②広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するための経費。広報媒体等を活用するために支払われる経費
③展示会等出店費	新商品を展示会等に出店および、商談会に参加するために要する経費
④旅費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修棟参加は除く）や各種調査を行うための旅費や販路開拓（展示会等の会場との往復含む）等の経費
⑤開発費	新商品の試作品や包装等パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
⑥資料購入費	事業の遂行に必要な図書等を購入するために支払われる経費
⑦借料	事業の遂行に必要な機器・設備等のリース料、レンタル料として支払われる経費
⑧専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費。※ただし、与那原町講師等謝礼金及び報償費支給に関する規定（平成 26 年 3 月 31 日訓令第 4 号）の範囲内とする。
⑨専門家旅費等	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払われる旅費
⑩委託費	事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費
⑪外注費	事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費
⑫その他	事業の遂行に必要な町長が認める経費

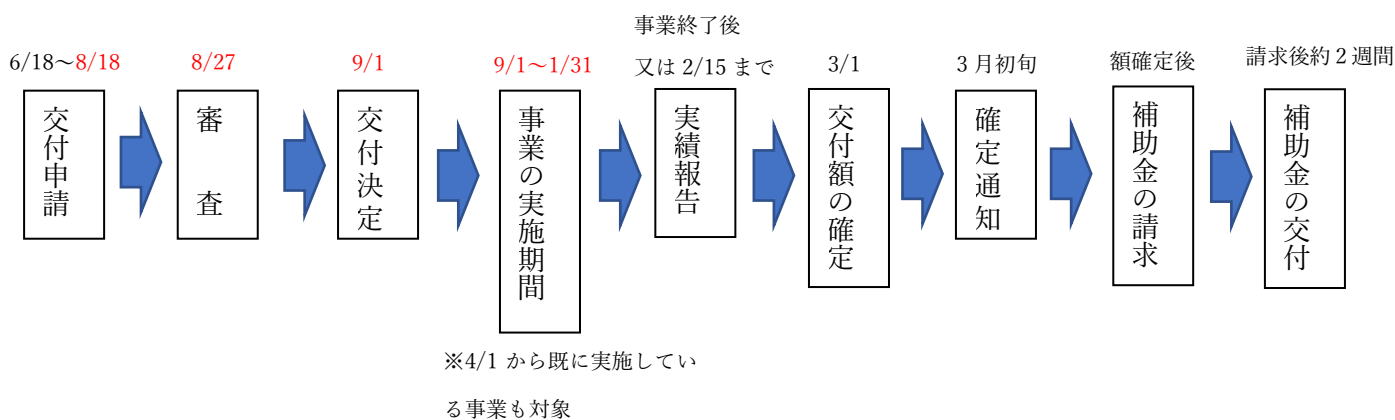
上記①～⑫において、補助の対象外となる経費は以下のとおりです。

「販売商品の仕入れにかかる費用や光熱水費等のランニングコスト」、「消耗品」、「飲食費」、「自社施設の賃料」、「自社の社員の人件費」、「キャンセルや値下げ等による損失補填」、「その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用」

## 7. スケジュール

- (1) 公募期間：令和3年6月18日（金）～同年8月18日（水）17：00
  - (2) 審査：令和3年8月27日（金）
  - (3) 交付決定：令和3年9月1日（水）
  - (4) 事業完了期日：令和4年1月31日（月）
  - (5) 実績報告提出期間：令和3年9月1日（水）～令和4年2月15日（火）
  - (6) 交付額の決定：令和4年3月1日（火）
- ※交付決定後、2週間程度で入金

## 8. 申請から補助金交付までの流れ



## 【1. 申請の手続き】

### 1. 申請方法

以下①～④の資料をご準備の上、与那原町観光商工課窓口までお越しいただくか、郵送にて申請してください。

①事業計画書（様式1）

②誓約書（様式2）

③収支予算書（様式3）

④個人（事業主）の場合：開業届書の写し、直近の確定申告書等の写し

及び市町村税の滞納のない証明書、身分証明書の写し

個人（事業主でない）の場合：住民票（一般）、身分証明書の写し

及び市町村税の滞納のない証明書

法人の場合：登記事項証明書等の写し、決算書、市町村税の滞納がない証明書

及び納税証明書（その3）、代表者の身分証明書の写し

<提出先>

〒901-1392

島尻郡与那原町字上与那原16番地

与那原町役場 観光商工課 新城

### 2. 審査・結果通知

提出書類を審査し、審査完了後結果を通知します。

※最終的な補助金の交付額を保証するものではありません。

※交付決定通知に記載された額が実績報告後に交付する額の上限となります。

## 【2. 事業実施の手続き】

### 1. 事業の実施

補助対象者は令和4年1月31日までに事業を完了し、令和4年2月15日までに実績報告を行ってください。令和3年4月1日以降の事業ですでに完了している場合は、交付決定通知を受け取ったのち、速やかに実績報告を行ってください。

### 2. 事業の変更

以下のいずれかに該当する場合は速やかに与那原町観光商工課まで連絡のうえ、変更申請を行ってください。

- (1) 当該交付の決定に係る事業を中止する場合。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合
- (3) 国等の補助金に減額が生じた場合
- (4) 事業所の名称や所在地、連絡先が変更となった場合
- (5) 収支予算書の経費区分に変更があった場合

※当初に申請した経費が増加・減少した場合は変更の手続きは不要です。

※経費が増加した場合でも、交付決定通知書に記載のある額が受給できる補助金の上限です。

<提出先>

〒901-1392

島尻郡与那原町字上与那原16番地

与那原町役場 観光商工課 新城

## 【3. 事業完了後の手続き】

### 1. 実績報告

事業が完了次第、以下①～③の資料をご準備の上、与那原町観光商工課窓口までお越しいただくか、郵送にて報告してください。

- ①実績報告書
- ②収支決算書
- ③請求明細書及び領収証の写し等、実績を確認できる書類

□④本補助金で購入した設備等の設置前後の写真

<提出先>

〒901-1392

鳥尻郡与那原町字上与那原16番地

与那原町役場 観光商工課 新城

## 2. 補助金の交付

実績報告の審査完了後、請求書を提出いただき2週間程度で申請書に記載した口座に振り込みます。

## 【4. その他】

### 1. 注意事項

#### (1) 補助金の返還請求

補助金支払い後に補助要件に該当しない事が判明した場合、又は偽りその他不正の手段により補助金を受領したことが判明した場合は交付決定の取り消し、又は、すでに交付した補助金全額を返還することになります。

#### (2) 帳簿の備付け（関係書類の保存）

補助事業者は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、帳簿など補助事業に係るすべての関係書類の原本を保存する義務があります。

#### (3) 職員による調査

当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間、補助事業の実施状況、収支関係書類その他について、立ち入り調査を行い、報告を求める場合があります。

#### (4) 本補助金で取得した財産等の処分・譲渡等には与那原町の承認が必要です。必ず観光商工課までご相談をお願いします。

#### (5) 補助事業期間中に、本補助金の経費で直接収益をあげた場合、その額分の補助額を減額します。

例) 実績報告前に、補助金を使って購入した設備等で生産した商品を販売して得た利益（機械装置等購入が補助対象の場合）

<お問い合わせ>

与那原町役場 観光商工課 新城

対応時間：午前9時から午後5時

電話番号：098-945-5323